

競争参加者の資格に関する公示

以下6件に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

- 1 函館外（6 補）地質調査
- 2 丘珠外（6 補）地質調査
- 3 静内（6 補）地質調査
- 4 南恵庭外（6 補）地質調査
- 5 北千歳外（6 補）地質調査
- 6 稚内外（6 補）地質調査

本業務は、競争参加資格確認資料を共通化できる複数件の業務を対象に、一括して公告し、審査を実施する一括審査方式の試行対象業務である。

令和7年1月10日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 福島 邦彦
(公印省略)

1 業 務 名

- 1 函館外（6 補）地質調査
- 2 丘珠外（6 補）地質調査
- 3 静内（6 補）地質調査
- 4 南恵庭外（6 補）地質調査
- 5 北千歳外（6 補）地質調査
- 6 稚内外（6 補）地質調査

2 履行場所

- 1 函館外（6 補）地質調査
北海道函館市、登別市、奥尻郡奥尻町
- 2 丘珠外（6 補）地質調査
北海道札幌市、虻田郡倶知安町
- 3 静内（6 補）地質調査
北海道日高郡新ひだか町
- 4 南恵庭外（6 補）地質調査
北海道恵庭市、江別市、千歳市

5 北千歳外（6 補）地質調査

北海道千歳市、恵庭市

6 稚内外（6 補）地質調査

北海道稚内市、礼文郡礼文町、名寄市、旭川市、樺戸郡新十津川町

3 業務概要

1 函館外（6 補）地質調査

【函館駐屯地】

- ・ボーリング調査（L=30m×26 本）

【函館駐屯地駒ヶ岳演習場】

- ・ボーリング調査（L=30m×2 本）

【幌別駐屯地】

- ・ボーリング調査（L=38m×14 本）

【奥尻島分屯基地】

- ・ボーリング調査（L=10m×27 本）

2 丘珠外（6 補）地質調査

【丘珠駐屯地】

- ・ボーリング調査（L=35m×21 本）

【丘珠駐屯地格納庫増設地区】

- ・ボーリング調査（L=35m×2 本）

【倶知安駐屯地】

- ・ボーリング調査（L=57m×15 本）

【倶知安駐屯地倶知安射撃場】

- ・ボーリング調査（L=57m×1 本）

【倶知安駐屯地ニセコ演習場】

- ・ボーリング調査（L=57m×1 本）

3 静内（6 補）地質調査

【静内駐屯地】

- ・ボーリング調査（L=45m×25 本）

【静内駐屯地 静内対空射撃場】

- ・ボーリング調査（L=45m×13 本）

4 南恵庭外（6 補）地質調査

【南恵庭駐屯地】

- ・ボーリング調査（L=25m×21 本）

【北海道大演習場恵庭地区】

- ・ボーリング調査（L=25m×1 本）

【江別渡河演習場】

- ・ボーリング調査 (L=25m× 1 本)

【東千歳駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=50m× 10 本、L=40m× 4 本、L=35m× 4 本)

5 北千歳外（6 補）地質調査

【北千歳駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=28m× 25 本)

【長都高射教育訓練場】

- ・ボーリング調査 (L=30m× 4 本)

【北海道大演習場千歳地区】

- ・ボーリング調査 (L=30m× 2 本)

【島松駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=21m× 2 本)

【北恵庭駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=23m× 2 本)

6 稚内外（6 補）地質調査

【稚内分屯基地】

- ・ボーリング調査 (L= 8 m× 33 本)

【札文分屯地】

- ・ボーリング調査 (L= 7 m× 2 本)

【名寄駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=15m× 7 本)

【旭川駐屯地】

- ・ボーリング調査 (L=17m× 2 本)

【新十津川射撃場】

- ・ボーリング調査 (L=18m× 1 本)

4 履行期間

1 函館外（6 補）地質調査

契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、履行期限を令和 7 年 10 月 31 日とする。

2 丘珠外（6 補）地質調査

契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、履行期限を令和 7 年 10 月 31 日とする。

ただし、「丘珠駐屯地格納庫増設地区」については令和 7 年 8 月 29 日までとする。

3 静内（6 補）地質調査

契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、履行期限を令和 7 年 10 月 31 日とする。

4 南恵庭外（6 補）地質調査

契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、履行期限を令和 7 年 10 月 31 日とする。

ただし、「東千歳駐屯地」については令和 7 年 8 月 29 日までとする。

5 北千歳外（6 補）地質調査

契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、履行期限を令和 7 年 10 月 31 日とする。

ただし、「島松駐屯地」、「北恵庭駐屯地」については令和 7 年 8 月 29 日までとする。

6 稚内外（6 補）地質調査

契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、履行期限を令和 7 年 10 月 31 日とする。

ただし、「礼文分屯地」、「名寄駐屯地」、「旭川駐屯地」、「新十津川射撃場」については令和 7 年 8 月 29 日までとする。

5 競争参加資格審査申請書の交付

- (1) 交付期間 公示日から開札の日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。（正午から午後 1 時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
TEL 011-272-7513
FAX 011-280-0351
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

- (3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和 7 年 1 月 21 日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和 7 年 1 月 21 日以降も当該業務に係る開札の時まで(行政機関の休日を除く。)随時、受け付けるが、当該業務に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所 上記 5 (2)に同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア 総合評定値通知書(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で令和 5・6 年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ 共同体協定書の写し。

ウ 下記 7 (2)アの要件を満たすことを判断できる業務の実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))」(令和 7 年 1 月 10 日支出負担行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第 2 と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。))。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす最大 5 社の組合せとする。

ア 防衛省における令和 5・6 年度の一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「地質調査」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。))。

イ 共同体の代表者は防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「地質調査」「A ランク」であること。

また、代表者以外の構成員は防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務で「地質調査」「A、B 又は C ランク」であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第 150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 共同体の代表者は、次に示す同種業務について、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した業務又は防衛省発注の建築、土木、機械、電気及び通信などのうち複数の職種の業務を一括で発注した業務（以下、「総合発注業務」という。）の再委託として受注した業務で、平成 26 年 4 月 1 日から公示日までに完了・引渡しが完了した国内における業務の実績を有すること（共同体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

・ 地質調査（機械ボーリング）業務

また、代表者以外の構成員は、次に示す同種業務について、元請けとして国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、平成 26 年 4 月 1 日から公示日までに完了・引渡しが完了した国内における業務の実績を有すること（共同体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

・ 地質調査（機械ボーリング）業務

業務成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。

(3) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の構成員が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(4) 構成員の技術的要件

代表者たる構成員は、管理技術者 1 名を配置するものとする。

また、代表者以外の構成員は、その分担業務ごとに、担当（主任）技術者を配置するものとする。

(5) 代表者の要件

代表者は、北海道内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店が所在し、「地質調査」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む共同体も上記 6 により申請することができる。

この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該業務の開札の時までに共同体として資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該業務の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から業務請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。

ただし、当該業務の受注者以外の者であっては、当該業務の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 共同体の名称は、「北海道防衛局（6 補）地質調査 ○○○・○○○・○○○ 共同体」とする。

(2) 当該業務に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。